

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第十五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表中「117, 500円」を「117, 900円」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十二月二十五日から施行し、この規則による改正後の管理職手当に関する規則の規定は、同年四月一日から適用する。